



安全・安心の追求

設備の安全対策や作業者の安全確保を徹底し、安全・安心を最優先した事業活動を行います。

2017年度の主な取組み内容

グループ体となった安全の取組み推進 P38~40

- 安全の追求に終わりが無いという強い自覚を持ち、経営トップの強いリーダーシップのもと取組みを推進するため、2017年4月に「全社安全推進委員会」、同年7月に「グループ安全推進部会」を設置しました。
また、安全に関わる取組みを九電グループ一丸となって推進するため、「九電グループ安全行動憲章」等をグループ体となって検討し、2017年12月に制定しました。

原子力発電所の安全確保 P41~53

- 川内原子力発電所1、2号機
1号機については2017年1月、2号機については2017年3月に、定期検査から通常運転に復帰しました。その後、1号機は2017年3月に1次冷却材中のよう素濃度が若干上昇したため、監視強化を行いホームページ上に測定結果を公表するなど積極的に情報を発信しながら安全・安定運転を継続し、2018年1月から定期検査に入りました。
- 玄海原子力発電所3、4号機
原子力規制委員会より、3号機は2017年8月、4号機は2017年9月に工事計画認可を受領し、2017年9月に保安規定変更認可を受領しました。その後早期再稼働に向け使用前検査対応を行いました。
また、神戸製鋼所等の不適切行為に関し、安全上重要な部位や燃料集合体、新規規制基準対応設備について調査を行い、不適切行為のあった製品は使用されておらず、原子力発電所の安全に影響を与えるものではないことを確認しました。
- 玄海原子力発電所1号機
玄海原子力発電所1号機について、2017年4月に、廃止措置計画認可及び廃止措置に係る保安規定変更認可を受領しました。その後7月に安全協定に基づく地元の事前了解を頂き廃止措置工事を開始しました。

複合災害への対応 P54

- 全社訓練等を通じて、自然災害と原子力災害が同時に発生した場合（複合災害）の対応体制や役割分担等の実効性を検討・改善しました。

お客さまの安全確保の取組み P55

- 工事関係者、小中学校・教育委員会、自治体等への公衆感電事故防止のPR活動や、工事施工時における周辺のお客さまの安全確保を最優先する安全対策を行いました。

設備の保安確保の取組み P56

- 安定供給・安全運転のため、パトロールや設備の監視強化等により事故の未然防止に努めました。

労働安全衛生の取組み P57~59

- 労働災害の再発防止策の理解・浸透に加え、安全先取りの活動を進めるとともに、定期健康診断やストレスチェックの結果を踏まえた産業保健スタッフによるフォロー等、従業員の心身両面の健康増進に積極的に取り組みました。

情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底 P60~61

- 組織的・人的・物理的・技術的な側面から、情報セキュリティ対策を講じました。
- 情報流出に関する再発防止策の実施を徹底し、個人情報や社内情報を適正に管理しました。

グループ一体となった安全の取組みの推進

- 「全社安全推進委員会」と「グループ安全推進部会」を中心とするグループ一体となった安全推進体制のもと、「九電グループ安全行動憲章」の理解・浸透を通じて、地域の皆さまの安心と信頼確保につながる安全対策の推進や、社員一人ひとりが安全を最優先する風土・文化の醸成等を推進します。

原子力発電所の安全確保

- 川内原子力発電所の安全・安定運転に努めるとともに、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働に向けて、国の使用前検査に的確に対応します。また、更なる安全性・信頼性の向上の取組みを自主的かつ継続的に進め、原子力発電所の安全確保に万全を期していきます。
- 玄海原子力発電所1号機の廃止措置については、今後も安全を最優先に取り組んでいきます。

複合災害への対応

- 全社訓練等を通じて、複合災害の対応体制や役割分担等の実効性を検討・改善し、対応能力の向上を図っていきます。

お客さまの安全確保の取組み

- 公衆感電事故を発生させないため、工事関係者、小中学校・教育委員会、自治体等へのPR活動や、工事施工時の安全対策などを徹底していきます。

設備の保安確保の取組み

- 再生可能エネルギーの連系量が增大している状況においても、電力の安定供給や発電所等の安定運転を継続していくため、グループ一体となって設備の保安確保に取り組んでいきます。

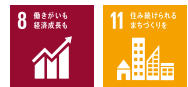
労働安全衛生の取組み

- 従業員及び委託・請負会社と一体となって災害の未然防止策に取り組むとともに、「健康経営」を推進し、従業員の心身ともに健康で充実した生活を支援していきます。

情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底

- 情報セキュリティリスクの低減や、個人情報等の流出防止を図るため、グループ全体の情報セキュリティ対策を強化していきます。

グループ一体となった安全の取組み推進

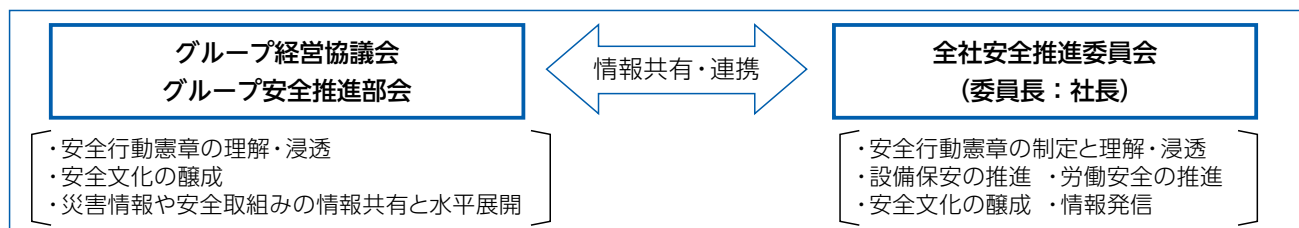


九電グループは、事業に関わるすべての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげることを目指します。

2017年4月に全社安全推進委員会を設置しました。また、同年7月には、グループ会社（42社）の安全担当役員等が参画した「グループ安全推進部会」を設置しました。

安全文化の醸成に向けて、これら2つの会議体が情報共有・連携することで、グループ一体となった取組みを推進しています。

●グループ一体となった安全推進体制



「九電グループ安全行動憲章」と「九電グループの安全の誓いと一人ひとりの安全行動3か条」の制定

「経営の基盤である安全」に関わる取組みを一丸となって推進するため、「九電グループが目指す安全とその基本方針」、「職場での取組みのあるべき姿」、「個人として取り組むべき行動」を示した「九電グループ安全行動憲章」等をグループ一体となって検討し、2017年12月に制定しました。

これらの内容を協力会社も含めて共有し、永続的な理解・浸透に努めていきます。そして、「安全を最優先する風土・文化」を組織のDNAとして刻み込み、世代を越えてつなぎ続けていくことができる九電グループを目指します。

九電グループ

〔九電グループ安全行動憲章〕

九電グループは、事業に関わるすべての人たちの安全を守り、その先にある安心と信頼につなげることを目指します。
このため、労働安全、設備保安の観点から、経営の基盤である安全を最優先する企業活動に向け、次の5つの行動を徹底します。

〔 1 安全の創造と進化 2 声の反映と情報発信 3 風通しの良い環境づくり 4 自己研鑽 5 DNAの伝承 〕

職 場

〔九電グループの安全の誓い〕

「いってきます」、「おかえりなさい」、そんな言葉を交わせる安心した毎日を守り続けます。
そのために、一人ひとりの強い決意とゆるぎないチームワークで、常に安全について考え行動します。

個 人

〔一人ひとりの安全行動3か条〕

- 1 「学び、守る」安全行動の本質を学び、確実に守ります
- 2 「気づく」地域や仲間の声を聴き、議論し、新たな危険に気づきます
- 3 「進化」気づきを安全行動に進化させます

九電グループ一体となって安全行動憲章を検討した「安全ワークショップ」

九電グループ各社、九電の本店・支社・現業機関のメンバーで構成した「安全ワークショップ」で、安全行動憲章をグループ一体となって検討しました。

具体的には、憲章に織り込むキーワードの抽出から始め、分かりやすい文章構成を検討。さらには理解・浸透に向けた施策をディスカッションしました。



安全ワークショップでのグループワークの様子

安全行動憲章等の理解・浸透に向けた取組み

経営トップ層と現場社員との安全懇談会

安全行動憲章の制定は、九電グループの安全文化醸成に向けた取組みの新たなスタートであり、社員はもちろん、協力会社を含めた理解・浸透に努めています。



その一環として、経営トップ層と現場社員が安全・安心についてディスカッションする「安全懇談会」を実施しています。

(安全懇談会の概要)

- ・経営トップ層の安全への思いを伝達し安全文化を醸成すること、安全に関する社員の生の声を傾聴し安全の取組み改善に活用することを目的に、2017年度は試行的に6事業所で実施
- ・スモールミーティング形式で、前半は役員から安全行動憲章に込めた思いや安全文化醸成の重要性について説明。後半は「どうしたら事故・災害を減らす(なくす)ことができるのか」というテーマを設定し、役職や立場を越えてフリーにディスカッション

九電グループのワークショップで培った経験を、 自社の安全活動に活かしていきます。



九州林産(株)では、「緑豊かな環境づくり」という理念のもと、緑化工事や九州電力の社有林の管理などを行っています。特に、安全の取組みには力を入れており、全事業所での経営層による安全パトロールなどを行っています。また、「九電グループ安全行動憲章」の理解・浸透にも、会社を挙げて取り組んでいます。

私自身も、九電グループの安全ワークショップに参加し、「九電グループ安全行動憲章」の策定に直接携わりました。その中で、九州電力やグループ会社の方々と意見を交わしながら安全に対する思いを以前にも増して強くもつことができました。この経験を活かし、今まで以上に安全活動を推進していきます。

九州林産株式会社 きどう ひろたか
総務部 総務グループ長 木道 浩隆



安全文化醸成の取組みを九電グループ全体で共有する仕組みの構築

グループ各社に安全文化醸成の取組みを水平展開するための情報共有ツールとして、社内イントラネット「『つながる』サイト」を活用しています。

同サイトにて、グループ各社の従業員が、日常的に安全に関する情報に触れる環境を構築することで、グループ全体の安全文化醸成を推進していきます。



社内イントラネット「『つながる』サイト」

事業所における自律的な取組み

各事業所では、安全行動憲章の主旨を踏まえ、安全文化醸成に向けたさまざまな取組みを自律的に推進しています。

協力会社を含めた安全意識向上

大型工事が進捗している松浦発電所・建設所では、「いってきます」「おかえりなさい」、そんな言葉を交わせる安心した毎日を守り続けるという、九電グループの安全の誓いを体現するため、所長メッセージを安全看板に掲げて従業員の安全意識を向上



松浦発電所2号機増設に向け大型工事が進捗



無事故・無災害への思いを協力会社と一体となった「チーム松浦」で共有

危険体感研修

社員研修所や各エリアの営業センター・送配電統括センター等では、危険を体感する研修を実施



協力会社と合同で、電線切断による火花の危険を体感[社員研修所]



低圧感電体験等、お客さまに正しい電気の使い方を呼びかけ[営業センター]



墜落を体験し、「いのち綱」の重要性を確認[送配電統括センター]

危険予知(KY)の徹底

八幡配電事業所では、スピードを求められる低圧停電の復旧対応時に、安全かつ適確に作業するため、「KYカード」を活用した訓練を実施し、若手社員の危険感受性を向上



チェック事項を記載したKYカード



作業前にKYカードで危険予知



先輩社員の指導のもと安全に昇柱

原子力発電所の安全確保



原子力発電所の更なる安全性・信頼性向上への取組み

福島第一原子力発電所の事故を教訓に、国の新規制基準を踏まえ、重大事故を起こさないための対策や、万が一の重大事故に対処するための対策の強化を図り、原子力発電所の安全運転に万全を期してまいります。

更に、安全性の向上の取組みに決して終わりが無いことを肝に銘じ、安全性・信頼性の向上に自主的かつ継続的に取り組み、地域の皆さまに安心・信頼していただけるよう、努めてまいります。

新規制基準への適合性確認のための申請と許認可状況(2018年3月末現在)

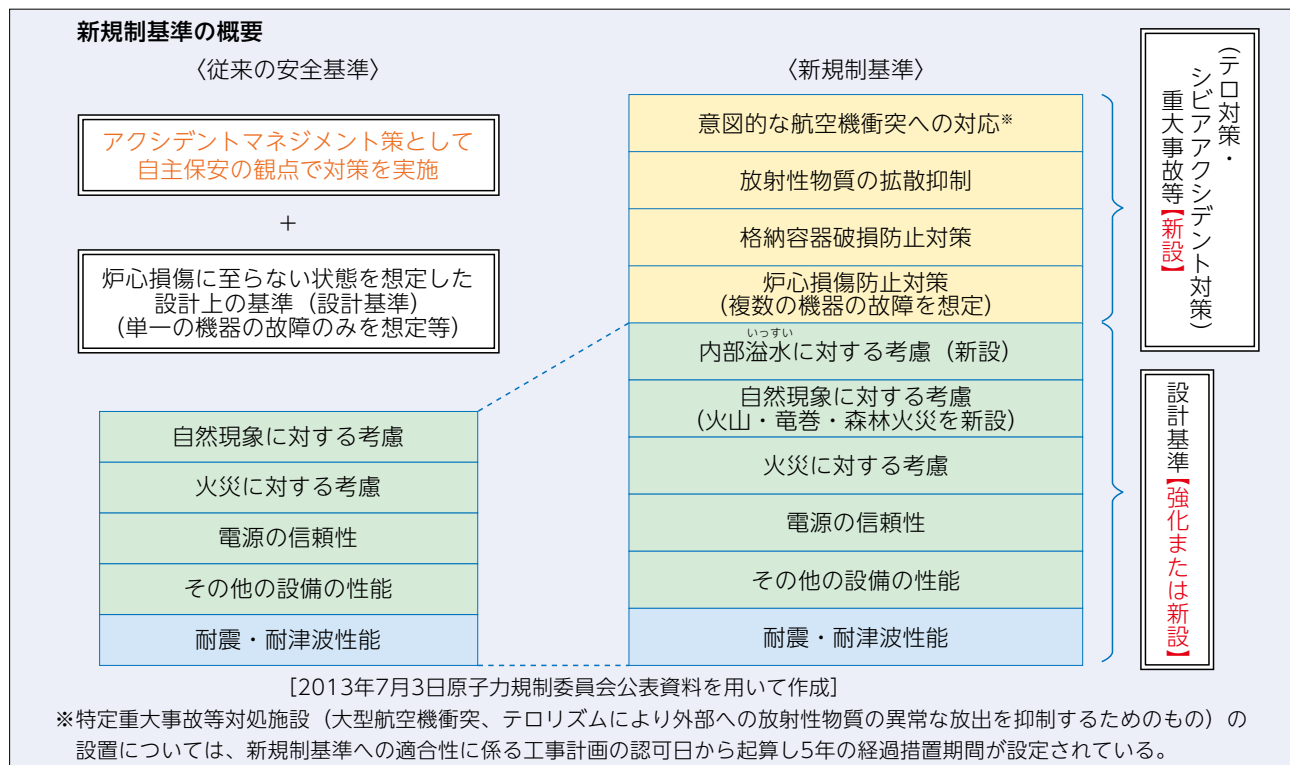
2013年7月に川内原子力発電所1、2号機、玄海原子力発電所3、4号機について、国へ新規制基準への適合性確認のための申請を行いました。

川内原子力発電所については、国による新規制基準への適合性確認を終了しています。

玄海原子力発電所3、4号機については、2017年8～9月に工事計画認可を、2017年9月に保安規定変更認可を受領し、現在、国の使用前検査に全社一丸となって、適切かつ丁寧に対応しているところです。

		川内原子力発電所1・2号機	玄海原子力発電所3・4号機
原子炉設置変更許可申請	申請日	2013年7月8日	2013年7月12日
	原子力規制委員会許可日	2014年9月10日	2017年1月18日
工事計画認可申請	申請日	2013年7月8日	2013年7月12日
	原子力規制委員会認可日	[1号機]2015年3月18日 [2号機]2015年5月22日	[3号機]2017年8月25日 [4号機]2017年9月14日
保安規定変更認可申請	申請日	2013年7月8日	2013年7月12日
	原子力規制委員会認可日	2015年5月27日	2017年9月14日

●原子力規制委員会の新規制基準の概要



玄海原子力発電所3、4号機の更なる安全性・信頼性の向上への取り組み

新規制基準では、地震や津波などの共通の要因によって、原子力発電所の安全機能が一斉に失われる事を防止するために、耐震・耐津波性能や電源の信頼性、

冷却設備などの設計基準が強化されました。また、設計の想定を超える事態にも対応できるよう、重大事故対策などが求められました。

1 設計基準の強化・新設

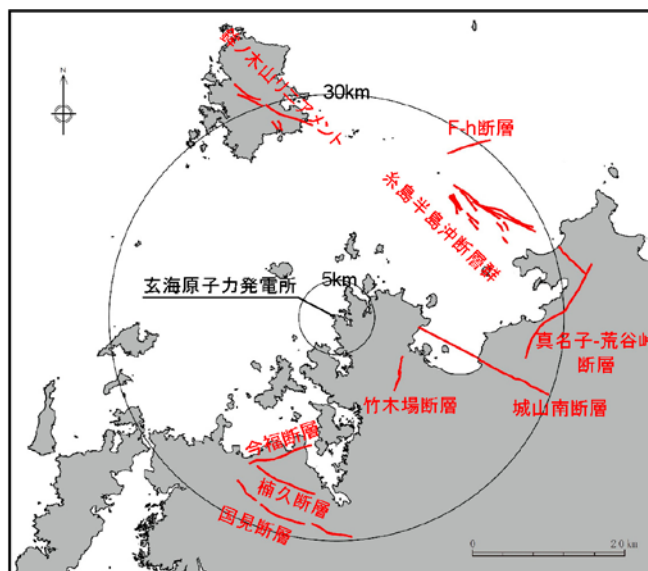
(1) 地震

新規制基準の 主な要求内容	● 発電所は活断層が無い地盤に設置すること ● 最新の科学的・技術的知見を踏まえ、「基準地震動」を策定すること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 敷地内に活断層が無いことを確認 ● 基準地震動を策定 ① 発電所周辺の活断層を評価 :540ガル ② 北海道留萌支庁南部地震を考慮 :620ガル

基準地震動は、

- ① 発電所周辺の活断層から想定される地震動(敷地毎に震源を特定して策定する地震動)
 - ② 震源と活断層の関連付けが難しい過去の地震動(震源を特定せず策定する地震動)
- の両方を考慮しています。

● 玄海原子力発電所周辺の活断層分布

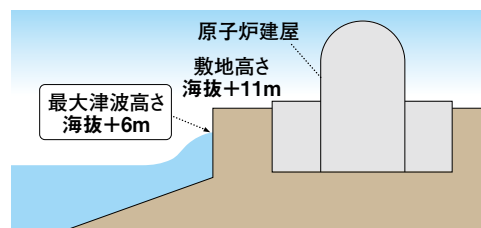


(2) 津波

新規制基準の 主な要求内容	● 最新の科学的・技術的知見を踏まえ「基準津波」を策定すること ● 原子炉容器等の安全上重要な設備等がある建屋等は津波が到達しない高台に設置すること ● 津波が到達する場合は、防護施設等を設置すること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 基準津波を策定 ・ 対馬南西沖断層群と宇久島北西沖断層群の連動及び西山断層帯を考慮 〔発電所への最大津波高さを海拔6m*と設定〕 ● 発電所の主要な設備は、海拔約11mの敷地に設置されており、最大津波高さに対し、十分余裕があることを確認

※潮位のバラツキ等を考慮

● 玄海原子力発電所敷地のイメージ図



(3) 自然現象・火山・竜巻等

新規制基準の 主な要求内容	● 発電所周辺の火山を調査し、火山事象の影響を評価すること ● 発電所運用期間中に設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分小さいか確認すること ● 竜巻や飛来物によっても安全上重要な設備の健全性が維持されること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 火山灰が降った場合(厚さ10cm)でも、安全上重要な建屋や機器への影響がないと評価 ● 発電所の運用期間中にカルデラの破局的噴火が発生する可能性は極めて低いと評価(火山活動のモニタリングを実施) ● 最大風速100m/秒の竜巻を想定し、飛来物の衝突防止のため、安全上重要な資機材等を収納する保管庫を設置(国内の過去最大の竜巻92m/秒を考慮)

(4) 火災・^{いっすい}洪水

新規制基準の 主な要求内容	● 火災防護対策を強化、徹底すること ● 安全上重要な設備は洪水への防護対策を行うこと
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 自動消火設備や耐火隔壁などの追加設置 ● タンクや配管が壊れて発生する、洪水等への防護対策として、堰や水密扉等を設置

● 洪水対策(水密扉)



用語集

洪水
カルデラ

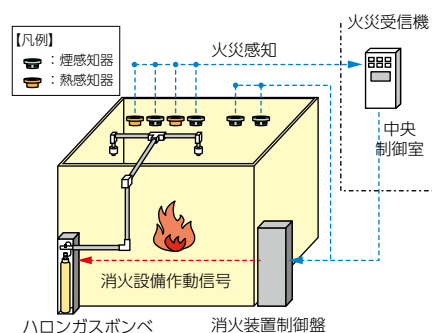
● 九州におけるカルデラの位置



● 資機材等を収納する保管庫



● 火災感知器、自動消火設備の追加設置



● 自動消火設備(ハロン消火設備)



2 重大事故対策

(1) 炉心損傷防止対策

新規制基準の 主な要求内容	●安全機能が一斉に喪失したとしても炉心損傷に至らない対策を講じること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	●電力供給手段の多様化 ・外部電源及び常設の非常用電源が喪失した場合に備え、大容量空冷式発電機などを設置 ●原子炉の冷却手段の多様化 ・常設のポンプに加え、可搬型のポンプ等を追加配備 ①可搬型ディーゼル注入ポンプ (新設)による原子炉及び蒸気発生器への注水 ②常設電動注入ポンプ(新設)による原子炉への注水 ③格納容器スプレイポンプ(機能追加)による原子炉への注水 ④移動式大容量ポンプ車(新設)による原子炉補機冷却設備への海水供給

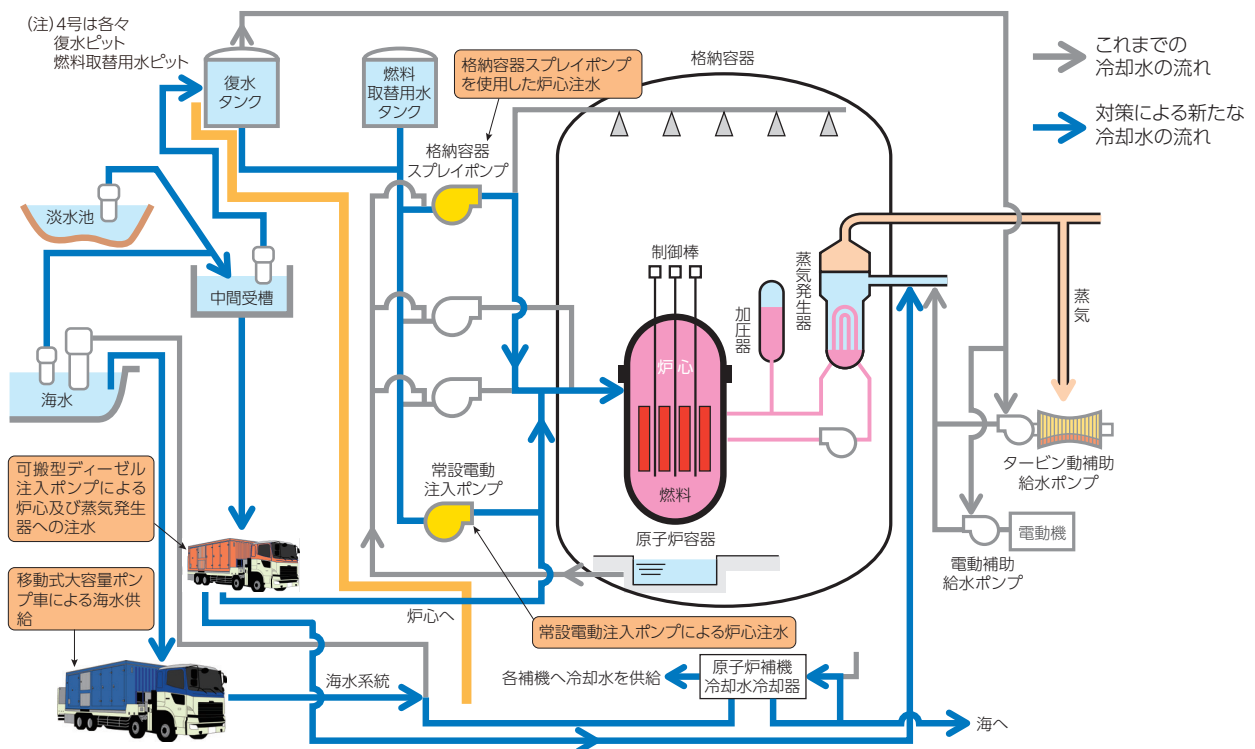
●大容量空冷式発電機



●移動式大容量ポンプ車



●炉心損傷防止対策イメージ図



(2) 格納容器破損防止対策

新規規制基準の 主な要求内容	● 炉心損傷が起きたとしても、格納容器を破損させない対策を講じること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 格納容器の冷却手段の多様化 ① 常設電動注入ポンプ（新設）による格納容器スプレイ ② 可搬型ディーゼル注入ポンプ（新設）による格納容器スプレイ ③ 移動式大容量ポンプ車（新設）による格納容器再循環ユニット^{※1}への海水供給 ● 水素濃度低減対策 ・ 水素爆発を防止するために、格納容器内に水素が発生した場合でも、水素の濃度を低減することができる ④ 静的触媒式水素再結合装置^{※2} ⑤ 電気式水素燃焼装置^{※3}を設置。

※1 冷却水による熱交換で、格納容器内の空気を冷却する装置

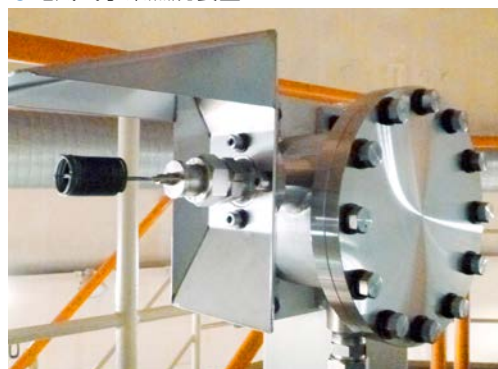
※2 触媒により、水素と酸素を反応させて水にする装置

※3 電気ヒータにより、水素を強制的に燃焼させて水にする装置

● 静的触媒式水素再結合装置



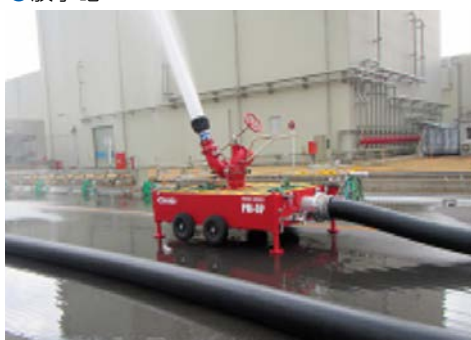
● 電気式水素燃焼装置



(3) 放射性物質の拡散抑制

新規規制基準の 主な要求内容	● 格納容器等が破損したとしても、敷地外への放射性物質の拡散を抑制する対策を講じること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 格納容器等の破損箇所に放水する放水砲、海洋への拡散を防ぐシルトフェンス（水中カーテン）の配備

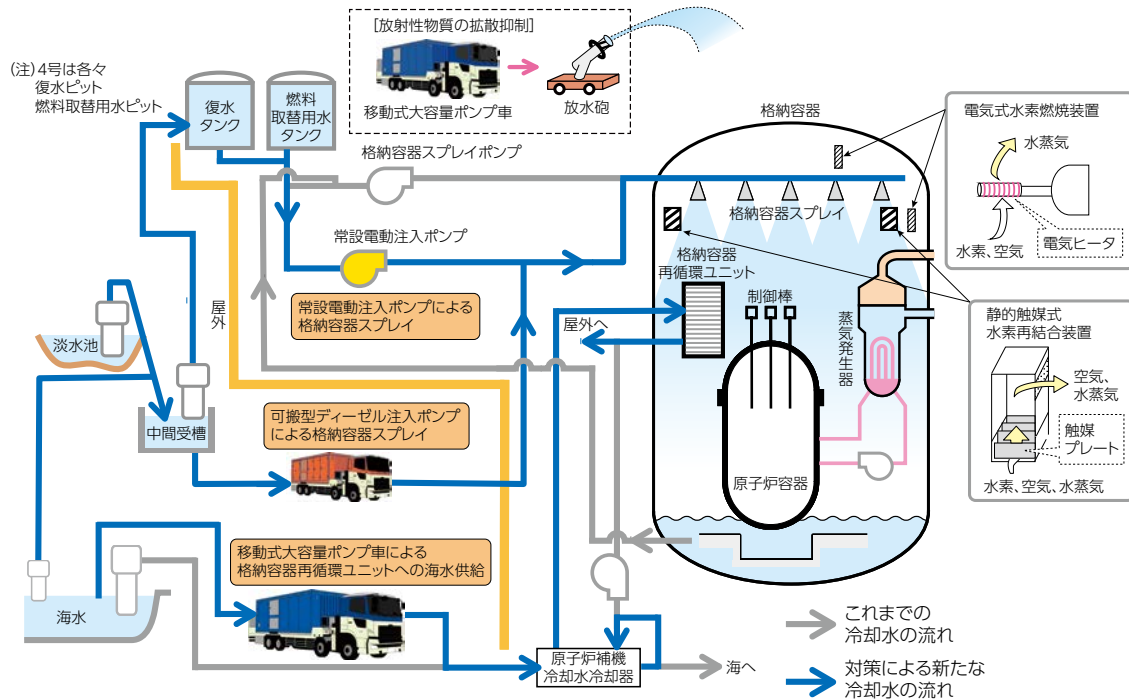
● 放水砲



● シルトフェンス（水中カーテン）の設置訓練



●格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制イメージ図



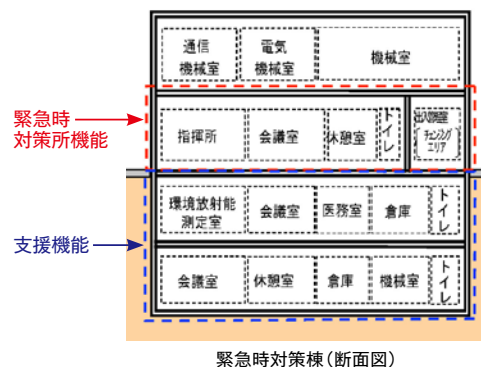
(4) 重大事故へ対処する拠点施設

新規規制基準の 主な要求内容	● 重大事故発生時に指揮等を行う拠点施設として緊急時対策所を整備すること
原子炉設置 変更許可申請書 の主な内容	● 緊急時対策所の設置 ・耐震性、通信設備等、新規規制基準の要求を満たす代替緊急時対策所を設置 ・将来的には、更なる機能向上を図った耐震構造の緊急時対策棟内に緊急時対策所を設置

●代替緊急時対策所



●緊急時対策所の整備(計画)



緊急時対策棟(断面図)

玄海原子力発電所3号機脱気器空気抜き管からの蒸気漏れ及び4号機1次冷却材ポンプシール部の流量増加への対応について

玄海原子力発電所3号機は、調整運転中に2次系設備である脱気器空気抜き管から微少な蒸気漏れがあり、2018年3月31日に発電を停止し、点検及び調査を行った結果、空気抜き管のうち1本に、外面腐食による貫通孔を確認しました。

このため当該配管を含む全16本の取替えを行うとともに、3、4号機の設備全体について、錆などの腐食等、異常の兆候を見逃さないことを観点とした点検を行いました。

また、4号機は、1次冷却材ポンプの試運転準備中に、同ポンプNo2シール部について、高圧の1次冷却材が漏えいしないように流している水の流量(No2シール水戻り)が通常より多いことを確認したため、5月3日に起動工程を停止し、点検を行いました。

その結果、可動機能を有するシール面が開いた状態であったことから、一体型の組立品となっているNo2及びNo3シールの取替えを行いました。

引き続き、安全確保を最優先に、検査や作業を一つひとつ丁寧に進め、安全・安定運転に万全を期していきます。

「神戸製鋼所等の不適切行為に関する玄海3、4号機の調査結果について」

株式会社神戸製鋼所及びグループ会社(以下「神戸製鋼所等」という。)において、発注元との間で取り交わした製品仕様に適合していなかった一部の製品について、検査証明書のデータ書換え等を行い、仕様に適合するものとして出荷していた事実が判明したため、当社へ納入された製品が、当社の品質要求(JIS規格)を満足しているかを確認しました。

玄海3、4号機の「安全上重要な部位※」「燃料集合体」「新規制基準対応設備」について、製造メーカへの立ち入り調査などの結果より、神戸製鋼所等の不適切行為のあった製品は使用されておらず、原子力発電所の安全に影響を与えるものではないことを確認しました。(平成30年2月23日当社ホームページで公表済)

※事故発生防止の観点から「原子炉冷却材圧力バウンダリ」及び事故の影響緩和の観点から「原子炉格納容器バウンダリ」を構成する部位

- 新規制基準対応として新規に設置された設備に対する調査状況
(不適切行為が公表された神戸製鋼所等製の部材の使用状況)

不正対象製品	会社名	使用部材	玄海3、4号機での使用有無※1
アルミ・銅	(株)神戸製鋼所 アルミ・銅事業部門	アルミ板	無
		アルミ鋳鍛造部品	無
		アルミ押出品	無
		銅板	無
	(株)コベルコマテリアル銅管	銅管	有※2 (窒素ポンベ用マニホールド)
	神鋼メタルプロダクツ(株)	銅合金管モールド	無
	神鋼アルミ線材 Kobelco & Materials Copper Tube (Malaysia) Sdn. Bhd Kobelco & Materials Copper Tube (Thailand) Co., Ltd. 蘇州神鋼電子材料有限公司	銅管、銅板条 アルミ線材	無
その他	(株)コベルコ科研	ターゲット材	無
	(株)神戸製鋼所 鉄鋼事業部門鉄粉本部	鉄粉	無
	日本高周波鋼業(株) 神鋼鋼線ステンレス(株) 江陰法爾勝杉田弾簧製線有限公司 神鋼新確弾簧鋼線(佛山)有限公司	鋼線、ステンレス線	無
	神鋼鋼板加工(株)	厚板加工	無
	機械事業部門他(10/26プレス本文の4件含む)	コーティング他	無

【窒素ポンベ用マニホールド(加圧器逃がし弁用の例)】



※1 新規制基準対応として新規に設置した設備のうち、要目標、基本設計方針、添付資料(強度・耐震計算書)に記載の強度部材で材料検査対象。

※2 神戸製鋼所が公表した不適合製品ではない。

重大事故等に対応する要員の確保とさまざまな訓練

川内原子力発電所1、2号機及び玄海原子力発電所3、4号機では、万が一の重大事故等が発生した場合、勤務時間外や休日(夜間)でも、速やかに対応できるよう、発電所内または発電所近傍に、重大事故等に対処する要員52名を確保しています。この52名は、重大事故等に迅速

かつ確実に対応できるよう、役割に応じた訓練を定期的を実施しています。

玄海原子力発電所においても、同様の体制の整備に向けて、各種訓練を繰り返し実施しています。

●原子力発電所における重大事故等への対応訓練状況

電源供給訓練



◇高圧発電機車の電源ケーブル接続



◇高圧発電機車による電源供給(夜間)

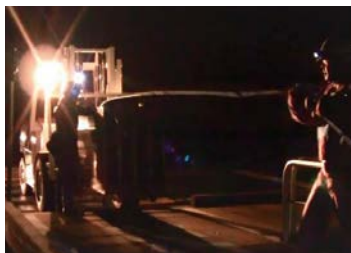


◇電源ケーブルの運搬

冷却水供給訓練



◇移動式大容量ポンプ車の設置



◇ホースの運搬・設置(夜間)



◇海水を取水する水中ポンプの設置

放射性物質拡散抑制訓練



◇放水砲の設置



◇放水砲による放水

消火訓練(専属消防隊)



◇敷地周辺での森林火災を想定した訓練

がれき撤去訓練



◇重機によるがれき撤去

緊急時の運転操作訓練



◇シミュレータを使用した運転操作

原子力防災訓練



◇代替緊急時対策所での訓練

原子力災害時における住民の皆さまの避難等に対する支援

原子力災害時における自治体の避難計画等への積極的支援

原子力防災に係る地域防災計画・避難計画については、自治体が策定していますが、その充実・強化に向けた検討を行っている「地域原子力防災協議会」から要請を受けた項目に対して、当社はできるだけの支援を行うこととしております。

●原子力防災支援に係る主な取組み

- PAZ内の要支援者の避難手段として不足する福祉車両やバス及び運転手等の確保
- 避難退域時検査・除染、緊急時モニタリングの要員及び資機材の支援
- 放射線防護対策施設・避難所等への生活物資（食料、寝具等）の備蓄支援
- オフサイトセンター、放射線防護対策施設、モニタリングポストへの燃料補給支援

また、安全や防災の追求は不断に行うものであるという考えのもと、今後も国や自治体が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、その結果等を踏まえ、取組み内容の継続的改善に努めていきます。



福祉車両（ストレッチャー仕様）



福祉車両（車椅子仕様）



避難退域時検査・除染



生活物資の備蓄支援

原子力災害時における自治体の避難計画に対する支援体制の強化

当社は、鹿児島県知事からの「自治体の避難計画に対する支援体制の強化について」のご要請を踏まえ、「地域原子力防災協議会」からの要請に基づく支援とは別に、地域の皆さまの更なる安心に繋がる取組みを進めております。

また、玄海地域においても、川内地域同様、自治体の避難計画に対する支援体制の強化について取り組むこととしております。

●原子力防災支援に係る主な取組み（関係自治体と協議し、順次着手予定）

- UPZ内の自治体への福祉車両の追加配備
- PAZ内の避難道路へのアクセス道路等の改善（側溝への蓋の設置、街路灯の設置等）
- PAZ内の山間部などにお住まいで、避難に不安をお持ちの高齢者の方々への支援 など

●UPZ内自治体への福祉車両の追加配備

原子力災害時等に要支援者等の避難支援に使用していただくための福祉車両35台を、川内原子力発電所のUPZ内の自治体及び福祉施設等へ平成30年3月に追加配備しました。



追加配備した福祉車両

●PAZ内山間部の高齢者避難支援訓練の実施

平成30年2月に実施された鹿児島県原子力防災訓練において、PAZ内の山間部で避難に不安をお持ちの高齢者の方々の避難支援訓練を実施しました。



高齢者避難支援訓練

安全管理体制

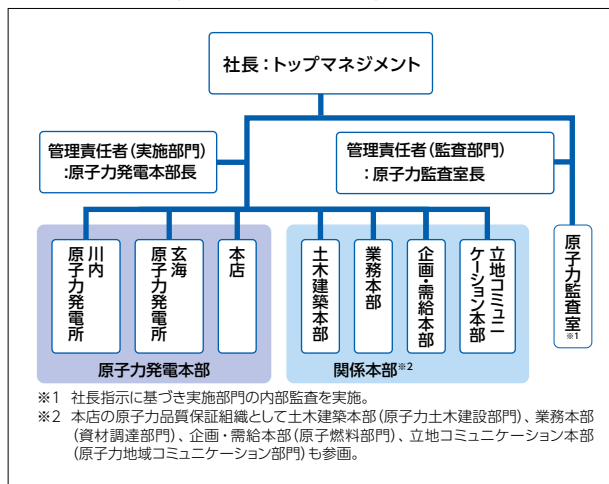
品質保証活動

社長をトップとする品質マネジメントシステムのもと、法令・ルールを遵守し、適切な品質保証活動に基づく保安活動を的確に行い、原子力発電所の安全・安定運転を徹底しています。

安全文化の醸成

従業員一人ひとりが「安全のために何ができるか」を自ら問いかけ考える組織風土を形成し、協力会社も含めたフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション及び情報共有を図り、原子力発電所の安全を最優先とする意識を組織内に浸透させています。

●品質保証体制(2018年4月末現在)



原子力発電設備の維持管理

原子力発電所の安全性・信頼性を確保するため、法令や民間規格の要求事項を適切に反映した設備の保守管理活動を着実にを行い、設備や機器が所定の機能を発揮している状態にあるように維持管理を行っています。

また、原子力発電所の個別機器の点検や補修等の保全計画書を運転サイクルごとに国へ届け出て確認を受けています。

さらに、新たな保全技術を導入するなど保全プログラムを充実させ、保全の継続的な改善を図るとともに、世界原子力発電事業者協会(WANO)、日本原子力安全推進協会(JANSI)のセミナーなど社外からの支援を積極的に活用し、原子力発電所の安全性・信頼性をより一層向上させていきます。



定期検査

「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」の設置

原子力の業務運営に関して、社外有識者を中心とした「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」を2012年9月に設置し、客観的、専門的な立場から点検や助言をいただいています。

最近では、自主的・継続的な安全性向上への取組みの実効性を更に高めるため、委員会のもとに専門部会(分科会)を設置して、より専門的な助言をいただいています。

今後も、定期的に開催し、原子力に関する業務運営の透明性向上、安全性向上を図っていきます。

活動状況については、当社のホームページ上で随時公開しています。



原子力の業務運営に係る点検・助言委員会

放射線管理

放射線業務従事者の放射線管理

原子力発電所では、放射線業務従事者の被ばく線量を可能な範囲で低減するため、作業時に放射線を遮へいする設備の設置や作業の遠隔化・自動化などを行っています。

なお、放射線業務従事者が実際に受けている被ばく線量は、2017年度実績で平均0.1ミリシーベルトであり、法定線量限度※を大きく下回っています。

※発電所などで働く作業員に対する制限(年間)：5年間に付き100ミリシーベルトかつ1年間に付き50ミリシーベルトを超えない

原子力発電所周辺の環境放射線管理

原子力発電所周辺において放射線量を連続して監視・測定し、当社のホームページでリアルタイムにデータを公開しています。また、定期的に土、海水、農作物、海産物などの環境試料に含まれる放射能を測定しており、現在まで、原子力発電所の運転による環境への影響は認められていません。

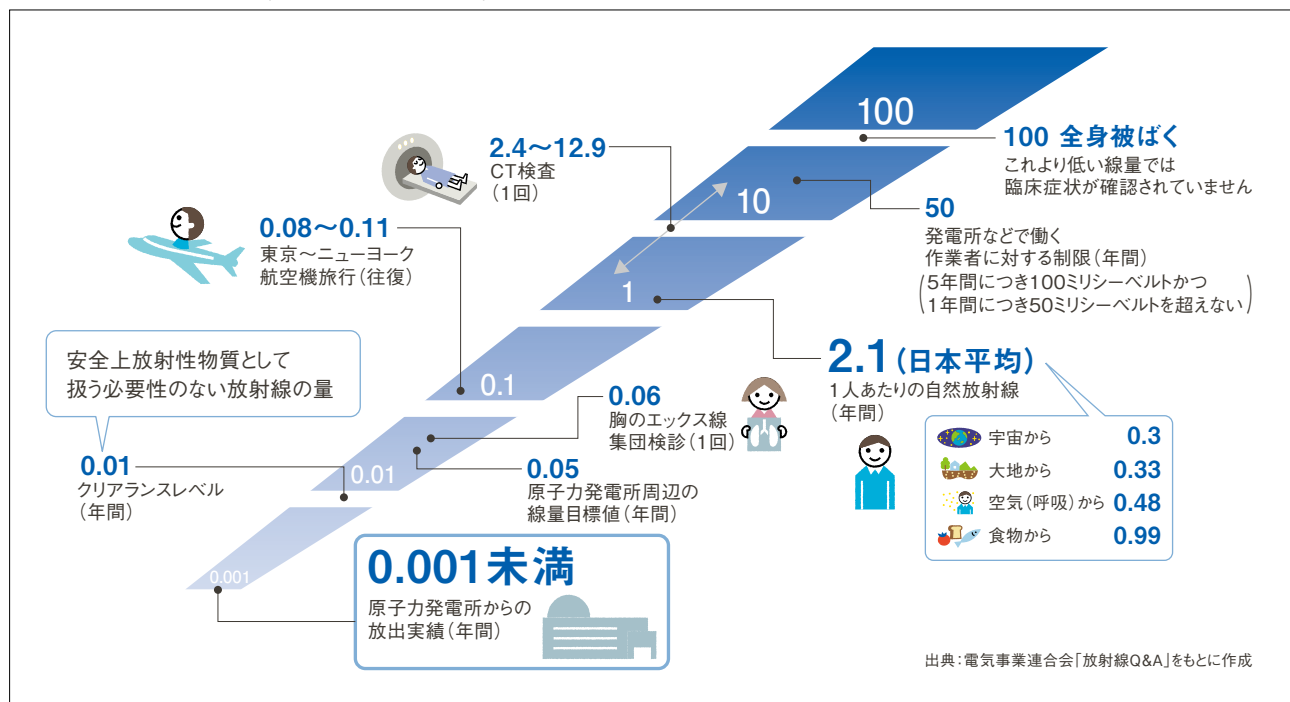
なお、原子力発電所周辺の人が受ける放射線量は、年間0.001ミリシーベルト未満で、法定線量限度の年間1ミリシーベルト及び旧原子力安全委員会が定める目標値の年間0.05ミリシーベルトを大きく下回っています。



ホームページ

発電⇒原子力情報⇒当社の原子力発電⇒原子力発電所の運転状況⇒リアルタイムデータ

●日常生活と放射線の量(単位：ミリシーベルト)



放射性廃棄物の管理・処理

低レベル放射性廃棄物

原子力発電所から出る廃棄物のうち、放射性物質を含むものは「低レベル放射性廃棄物」に分類・管理されます。

処理の後、発電所内にて保管されているドラム缶は、日本原燃株式会社の低レベル放射性廃棄物埋設センター（青森県六ヶ所村）に搬出・埋設処分され、人間の生活環境に影響を与えなくなるまで管理されます。

●放射性固体廃棄物の累計貯蔵量（2017年度末現在）
単位：本（200リットルドラム缶相当）

	発電所内貯蔵量	搬出量※
玄海原子力発電所	40,907(40,682)	9,144(9,144)
川内原子力発電所	24,614(24,822)	320(320)
合 計	65,521(65,504)	9,464(9,464)

（注）（ ）内は2016年度末

※低レベル放射性廃棄物埋設センターへの搬出分

●低レベル放射性廃棄物の処理方法

状態	処理方法
気体状のもの	①放射能を減衰
	②放射能を測定し安全を確認
	③大気に放出
液体状のもの	①処理装置で濃縮水と蒸留水に分離
	②濃縮水はセメントやアスファルトなどで固めてドラム缶に詰め、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に保管
	③蒸留水は放射能を測定し安全を確認した上で、海に放出
固体状のもの	①焼却や圧縮により体積を減容
	②ドラム缶に詰め、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に保管

高レベル放射性廃棄物

使用済燃料の再処理過程で発生する高レベル放射性廃液にガラス素材を混ぜてガラス固化体にしたものが「高レベル放射性廃棄物」です。この廃棄物は、日本原燃株式会社の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（青森県六ヶ所村）で30～50年間冷却のため貯蔵した後、最終的に地下300メートルより深い安定した地層に安全に処分されることになっています。

なお、当社分のガラス固化体は、2017年度末現在で累計187本が同センターに受け入れられています。

最終処分事業については、経済産業省の認可法人「原子力発電環境整備機構」（NUMO）が実施し、最終処分施設選定のために、2002年から全国の市町村を対象に「最終処分施設の設置可能性を調査する区域」の公募が行われました。

しかし、最終処分地選定調査に着手できていないことを踏まえて、国は、処分方法及び最終処分地の立地選定に関する取組みの見直しの検討を行い、2015年5月、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を改訂し、国が前面に立って取り組むこととしました。

玄海原子力発電所1号機の廃止措置

玄海原子力発電所1号機は2015年4月27日に運転終了しました。

2017年4月19日に、廃止措置を安全に行うための計画を取りまとめた廃止措置計画の認可を受領しました。（廃止措置に係る運用管理を記載した、保安規定変更認可も同日受領）

その後、7月12日に廃止措置に係る地元の事前了解を頂き廃止措置工事を開始しました。

今後も、安全を最優先に廃止措置に取り組んでいきます。

●廃止措置工程

	2015年度	2016年度（認可後） ～2021年度	2022年度 ～2029年度	2030年度 ～2036年度	2037年度 ～2043年度
項目		I. 解体工事準備期間【約6年】	II. 原子炉周辺設備等解体撤去期間【約8年】	III. 原子炉等解体撤去期間【約7年】	IV. 建屋等解体撤去期間【約7年】
廃止措置工程	4/27 ▼ 運転終了				
		汚染のない設備解体撤去			
		汚染状況の調査			
	12/22 ▼ 廃止措置計画認可申請		低線量設備解体撤去		
		原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）			
				原子炉本体等解体撤去	
					建屋等解体撤去
		核燃料物質の1号内燃料貯蔵設備外への搬出			
		汚染の除去			
		汚染された物の廃棄			

原子力防災体制について

原子力災害発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な業務等を定めた「原子力事業者防災業務計画」を、関係自治体の地域防災計画と整合を図りながら策定しており、防災対策の充実を図っています。

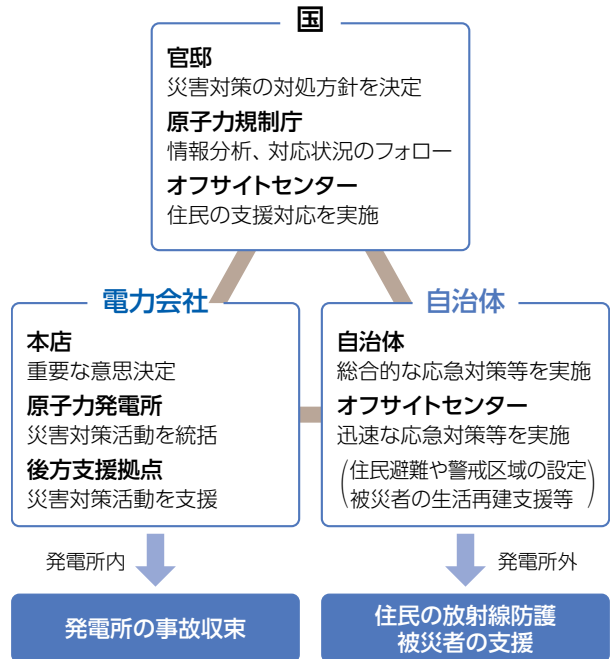
万が一の原子力災害発生時には、住民の方々の避難に資する迅速な通報連絡を行い、国の緊急時対応センターと連携し、事故の拡大防止に全力を尽くすとともに、発電所周辺のモニタリングを実施します。

また、社内訓練の実施により、災害対応の実効性や緊急時対応能力を高めるとともに、毎年度実施される県主催の原子力防災訓練に参加し、原子力防災組織の有効性の確認や防災対策の習熟を図ることにより、防災対策に万全を期します。

● 防災対策の主な充実内容

- 原子力発電所に「代替緊急時対策所」、本店に「原子力施設事態即応センター」を整備、国の災害対策本部や関係自治体等との連携体制を確立
- 災害対策活動を支援する後方支援拠点の整備
- 重大事故を想定した原子力防災訓練の実施

● 原子力災害発生時の対応体制



原子力防災訓練

原子力発電所では、周辺に放射線による災害を及ぼす事故が起こることのないように万全の安全対策を講じていますが、万が一の災害に迅速に対応するため、原子力災害対策特別措置法や、災害対策基本法に従い、国、自治体、事業者それぞれが防災計画を定め、平常時から災害のための体制の充実に努めています。

当社は、佐賀県、鹿児島県等の原子力防災訓練への参加や、原子力事業者防災業務計画に基づく訓練を行い、その中で本店及び発電所内に緊急時対策本部を設置し、通報連絡や緊急時モニタリング、要支援者の避難等の対応が適切に行えることを確認しています。



玄海原子力発電所の重大事故を想定した国主催の原子力防災訓練（2017年9月）

原子力発電所の安全・安定運転を継続するための技術継承への取り組み

原子力発電所の安全・安定運転を継続するためには、社員の技術力維持・継承も重要な課題であり、発電所の運転・保守等に関する技術について、OJTを基本とした技術力の維持・継承に取り組んでいます。

入社後は原子力発電所の発電課に配属し、プラントの運転や設備等を広く習得させ、運転員として育成を行う者以外については、設備のメンテナンス、放射線や原子燃料の管理等を担う各課への配属を通じ、専門知識の早期習得を図っています。

また、玄海・川内原子力発電所の訓練センターに設置している運転シミュレータや保守訓練設備を有効に活用し、実践的な教育訓練を実施しています。

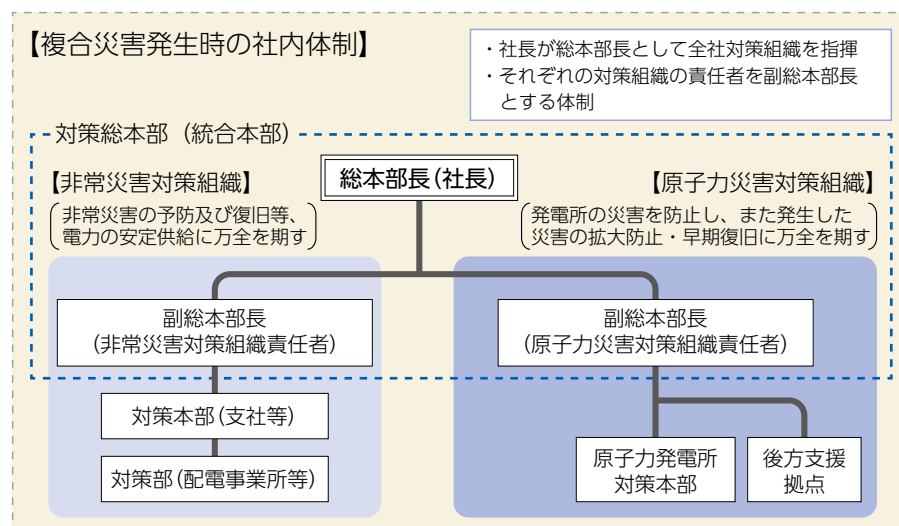


玄海原子力発電所訓練センターシミュレーター室

複合災害への対応

自然災害(地震、津波など)と原子力災害が同時に発生した場合(複合災害)に、非常災害対策組織と原子力災害対策組織を統合し、対策総本部として一体となった対応が行えるよう、社内体制を整備しています。

全社訓練等を通じて、複合災害発生時の対応体制や役割分担等の実効性を検討・改善し、対応能力の向上を図っていきます。



▼全社訓練



お客さまの安全確保の取り組み

公衆感電事故防止

公衆感電事故防止PR期間(春・冬:年2回)及び電気使用安全月間(8月)に、土木・建築及びクレーン会社、小中学校・教育委員会、自治体、警察署・消防署等へ公衆感電事故防止についてのPR活動や協力依頼を行っています。

なお、建設業向けの公衆感電事故防止PRパンフレットを作成するなど、PR活動の強化に取り組んでいます。

また、電力設備への接触による公衆感電事故を防止するための設備対策を実施し、安全対策を強化しています。

このほか、お客さまへ配布する「でんき知っ得本」やホームページで、電気の安全な使い方をお知らせしています。

●公衆感電事故防止のための設備対策例

- 鉄塔への昇塔防止や発電所や変電所への侵入防止のため、昇塔防止装置や外柵、注意喚起標識を設置
- クレーン車等重機類や釣竿などの送電線への接触防止のため、河川横断部など必要な箇所に注意喚起標識を設置

●公衆感電事故件数

年度	2013	2014	2015	2016	2017
件数	0	1	3	1	3

(注) 死亡または入院件数



ホームページ

企業・IR情報➡電子パンフレット➡家庭の電気

お客さまの安全確保を最優先した工事施工

鉄塔、電柱、電線などの電力設備は、お客さまの生活環境の近くに設置するため、工事を行う際は、周辺のお

●具体的な安全対策

- 道路許可申請に基づく交通誘導員の配置
- バリケードの設置
- 落下物を防止するネットの設置



送電鉄塔の昇塔防止装置の設置



建設業向けの公衆感電事故防止パンフレット



公衆感電事故防止PRポスター



でんき知っ得本



でんき知っ得本
(離島のお客さま向け)

九州電力 でんき知っ得本

検索

客さまの安全確保を最優先したさまざまな安全対策を実施しています。



配電工事の落下防止ネット使用

TOPICS

ご家庭の電気設備の安全調査

当社が委託する九州電気保安協会及び各県の電気工事業工業組合の調査員が、お客さま宅を訪問し、電気設備の安全調査を行っています(4年に1回)。

安全調査では、漏電調査や分電盤の

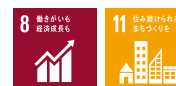
ネジの緩みの点検のほか、感震ブレーカー※による電気火災対策をお知らせするなど、電気を安心してご使用いただけるよう努めています。

※地震を感知すると自動的に電気を止めるブレーカー



分電盤の点検

設備の保安確保の取組み



火力発電所の安定運転に向けた取組み

再生可能エネルギーの導入が進み、特に太陽光発電の接続が急増していく中、電力の安定供給のための需給調整機能として、火力発電所は大きな役割を担っています。

このため、事故が発生しないよう安全を第一に考え、以下の取組みなどにより、安定運転に万全を期しています。

- 週末、祝祭日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の電力需要が少ない日を利用した点検・補修
- 社員と協力会社が一体となったパトロールや運転状態監視の強化による設備異常の早期発見
- トラブル発生時の昼夜を問わない早期復旧対応



設備異常の早期発見パトロール
(聴診棒による異音の確認)

水力発電所における安全対策の取組み

耳川(宮崎県)では、2005年の台風14号による記録的な降雨の影響で、山の斜面の崩壊や過去最大の浸水など土砂に起因する甚大な災害が発生したため、「地域の安全と安心の確保」と「人と多様な生物の共生」をめざして、山地から河川、海岸にわたる流域関係者が一体となって、さまざまな協働の取組みを進めています。(耳川水系総合土砂管理計画・2011年宮崎県策定)

この中で当社は、ダムを改造し、洪水時に貯水池の水位を下げ、流れ込む土砂を水の流れを利用して流下させる

ダム通砂運用を2017年度から実施しています。これにより、ダム上流側では洪水に対する安全性の向上、ダム下流側では河川環境の改善が期待されます。

●土砂流下を行うためのダムの改造



山須原ダム(改造前)



山須原ダム(改造後イメージ)

労働安全衛生の取組み



「安全と健康は、すべてに優先する」を基本的考えとして、「災害ゼロの達成」と「心身両面における健康増進」を目標に、各職場で安全衛生諸施策に取り組んでいます。

また、労働災害防止の観点から全社横断的に安全活動を推進するため、全社安全推進委員会などの社内体制を整備し、各部門共通の取組みとして全社安全推進行動計画を策定・実施しています。

「災害ゼロの達成」に向けた取組み

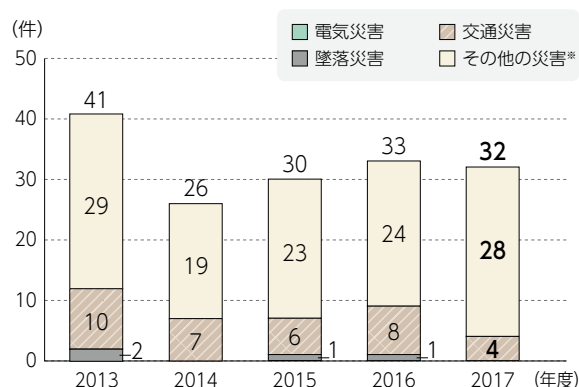
社員の業務上災害や委託・請負先の災害が毎年発生しており、現場における安全作業の徹底を図るため、リスクアセスメントなど災害の未然防止対策の推進、災害発生後に根本原因を深掘りした再発防止対策の検討及び実施、並びにその実施状況の確認等フォローを行っています。

また、コンプライアンスの観点から労働安全衛生法令に関する教育や、危険感受性を高めるために危険体感研修等の安全教育も実施しています。

●当社安全教育実績(2017年度)

○法定教育……………848名	○階層別研修
・雇入時(新入社員)……………256名	・一般社員安全研修……………909名
・職長……………505名	・管理職安全研修……………376名
・安全管理者……………87名	

●業務上災害件数(事故種類別)



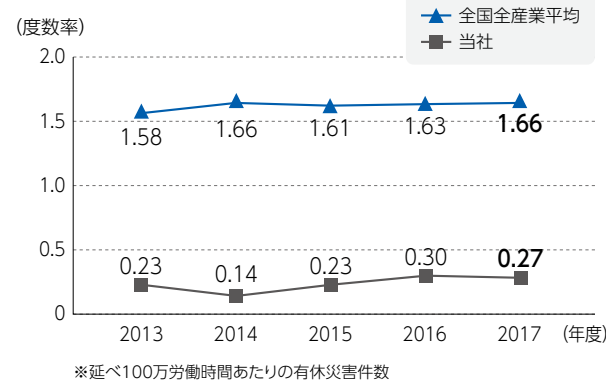
※足元の不注意による転落、転倒、工具の取扱いなどによる災害

委託・請負会社と一体となった安全活動の推進

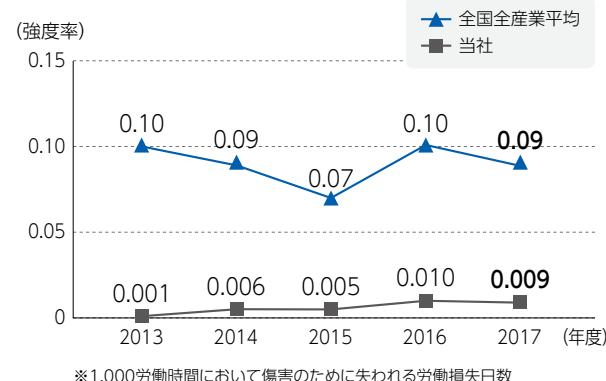
委託・請負会社の作業員一人ひとりの安全を確保するため、安全活動の支援を行っています。

委託・請負会社との安全懇談会などにおける情報の共有や、安全パトロール等による現場の安全管理状況の確認などを通じて、設備や作業手順等の安全性向上に取り組んでいます。

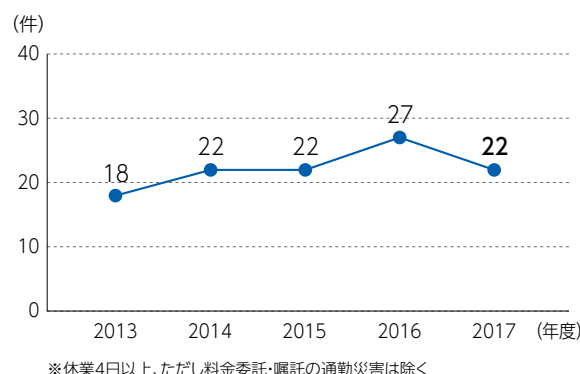
●労働災害度数率*(発生頻度)の推移



●労働災害強度率*(被災程度)の推移



●委託・請負先災害件数*



作業現場の安全性向上への取り組み

送電線工事等の作業現場では重機(建設機械)を使用するため、作業員が重機に近づき過ぎて接触事故を起こす危険性があります。

そこで、作業員が重機旋回半径内の危険なエリアに近づくと重機操縦者に音と光で知らせる「重機後方接近警報装置」を開発しました。

現在、送電工事の現場で活用しており、今後は他の工事現場での活用を進めていくなど、更なる安全性の向上に取り組めます。

●作業員の接近検知イメージ



新入社員に対する安全教育の徹底

新入社員教育では、「安全と健康に対する意識の形成、安全行動の習得」を目的に、基本動作・安全対策の必要性の理解や、感電・墜落・落下物・電力量計のショートなどの危険を体感する電気安全教育、業務上疾病予防講話(熱中症等)、健康管理講話など、さまざまな教育を実施しています。

また、教育期間全体を通して、危険予知活動やヒヤリハット体験等の活動も行い、安全意識の更なる醸成に努め、「安全と健康はすべてに優先する」ことを意識させています。

●危険体感教育(短絡体験)



TOPICS

災害に「気づき、学び、考える」そして「やる気を喚起する」安全研修を行っています

グループ会社の(株)九電工では、グループ全社員が安全教育施設(「安全伝承館」)で、安全確保の重要性を学んでいます。

研修参加者は、施設における5つのス

トップでの学習や、危険体感訓練など、丸1日かけて安全研修を受けており、関連会社を含めた全社員に定期的な受講を義務付けています。

(これまで延べ約1万人以上受講)

教育施設「九電工アカデミー」内に設置しています。



「安全とは、一人ひとりが意識して行動すること」

いかに現場で実践してもらえるか、その視点で安全教育に取り組んでいます。

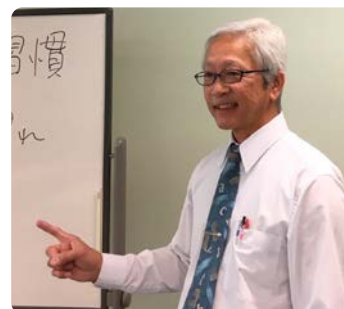


弊社では、「安全と健康はすべてに優先する」という基本理念のもと、「災害ゼロの達成」に向けて各種安全教育や研修会など様々な取り組みを実施しています。

大分支社エリアで安全教育を担当している私にとって、いかに共感し、納得して研修結果を実践してもらえるかが一番の課題であり、遣り甲斐につながっています。研修後のアンケート結果、「ぜひ現場で実践したい」という感想を目にすると喜びもひとしおです。

日々の作業や自動車運転でのヒヤリハットがあれば、そのことを繰り返さないよう自ら考え行動する。その習慣づけや動機づけが安全教育だと思います。一人ひとりの安全意識を高める取り組みを今後も展開して、安全・安心な人づくりに努めていきたいと思っています。

大分支社 人事・業務部 人事労務グループ 課長 **森竹 誠**



「健康経営」の推進

従業員の心身両面の健康増進に向けた当社の取り組みが評価され、2018年2月に経済産業省と日本健康会議による「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定を受けました。

さらに、健康経営を推進し、従業員の心身とともに健康で充実した生活を支援する経営の方向性を示す「九州電力健康宣言」を2018年4月に制定し、健康重視の風土醸成に向けて取り組んでいます。

具体的には、従業員一人ひとりの健康保持・増進に向け、社員保健師が定期健康診断結果に基づく全員面談を実施するなど、きめ細かな支援を行っています。

また、職場では、ストレスチェック結果を踏まえた話し合いや取り組みなどを実施し、メンバーの心身の状況変化に早期に気づき合える風土づくりを推進しています。



当社の健康管理施策(概要)

		一般疾病(私病) アレルギー、生活習慣病など	作業関連疾病 メンタルヘルス、過重労働、VDTなど	職業性疾患 電離放射線、緊急被ばくなど
一次予防 (未然防止)	①健康教育 ②快適職場づくり ③疾病前介入	- 健康教室(健康づくり及び生活習慣改善の動機付け) - 特定保健指導の実施	- メンタルヘルス講話・教育 - 過重労働に関する講話や職場への助言・指導 - VDTによる健康障害防止に関する講話 - ストレスチェック及び職場ストレス低減活動*	- 特定教育・訓練 - 作業環境の評価・改善
二次予防 (早期発見・早期治療)	①疾病の早期発見 ②保健指導 ③医療機関への橋渡し	- 一般定期健診(一部がん検診含む) - 二次精密健診 - 個別面接 - 医療機関の紹介及び受診勧奨	- 一般定期健診 - セルフチェック - 過重労働面接 - 深夜業健診 - VDT健診 - 個別面接 - 医療機関の紹介及び受診勧奨	- 特殊健診 - 石綿健診 - 石綿健康相談窓口
三次予防 (復職支援)	①治療中支援 ②復職支援	- 定期的な病状把握や復職に向けた社内プログラムの活用 - 試し出勤制度(出退社訓練・職場滞在訓練)の活用 - 段階的な就業時間設定(就業禁止→勤務時間短縮→時間外勤務・出張等禁止)		

※毎年、全従業員を対象とするストレスチェック(2015年度以前は職業性ストレス簡易診断)の結果を踏まえ、よりよい職場環境に向けて改善策を検討・実施する活動。

従業員の幸せな生活のために

「健康で生き活きと働ける会社づくり」を推進します。



当社は、従業員の心身両面の健康増進に向けた取り組みが評価され、「健康経営優良法人2018」に認定されました。これを契機に、4月に「九州電力健康宣言」を制定し、すべての従業員が心身ともに健康で生き活きと働ける会社づくりにこれまで以上に取り組む決意を宣言しました。

会社にとって最も大切な財産である従業員が幸せで充実した人生を送るために、私を含むグループメンバーと、産業保健スタッフが一体となって、従業員一人ひとりの健康づくりや快適に働ける職場づくりに向けた取り組みを進めていきます。

人材活性化本部 安全・保健推進グループ長 高山 寛司



情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底

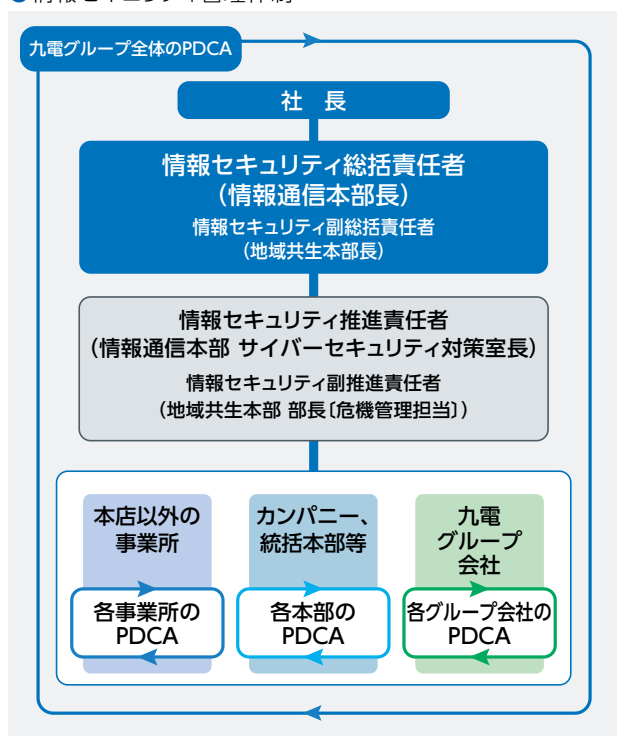


情報セキュリティ管理体制

社長、情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ推進責任者等からなる情報セキュリティ管理体制を構築しています。

この管理体制の下で、九電グループ全体のPDCAを推進し、情報セキュリティの確保や個人情報保護に取り組んでいます。

●情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティ基本方針

当社は、エネルギーサービスの提供をはじめとする事業活動を継続するため、九電グループ全体の「情報セキュリティの確保」が経営上の重要項目であると認識し、社長を最高責任者とする推進体制のもと、社内はもとよりグループ会社や取引先とも連携し、情報セキュリティの確保に向けた取組を推進していきます。

(法令遵守)

1 情報セキュリティに関する法令、その他社会的規範及び当社の情報セキュリティ関係規定類を遵守する。

(対策の実施)

2 情報資産を適切に管理し利活用を推進するため、必要となる経営資源を確保し、組織的・人的・物理的・技術的対策を講じること、紛失・盗難等による情報漏えい等を防止するとともに、内部不正・サイバー攻撃等の脅威に適切に対処する。

(定期的な検証・改善)

3 リスク管理を継続して実施するとともに、定期的に取り組を検証し、改善を図る。

(新たな脅威への対応)

4 新たな脅威の動向をいち早く把握したうえで、速やかに措置を講じる。

(教育・訓練の実施)

5 情報セキュリティ事故を防止するため継続して教育を行うとともに、情報セキュリティ事故の発生を前提とした訓練を実施する。

(事故等発生時の対応)

6 情報セキュリティ事故等が発生した場合は、迅速な初動対応により被害の拡大防止を図ったうえで、原因究明並びに対策を講じ、再発防止を図るとともに、速やかに情報を開示する。

2006年7月 制定

2018年1月 改正

情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ対策室を中核として、情報セキュリティ責任者や情報セキュリティ管理者(全グループ長・課長)と連携しながら、組織的・人的・物理的・技術的な側面から、情報セキュリティ対策を講じています。

また、グループ会社の情報セキュリティ対策向上のための様々な支援も行っており、九電グループ全体の情報セキュリティレベルの維持・向上を図っています。

組織的対策

社長をトップとする情報セキュリティ管理体制の下、カンパニーや統括本部等のPDCAサイクルを展開し、各職場における情報セキュリティの取組状況の確認及び不適切な状況の是正を実施しています。

人的対策

当社及びグループ会社の従業員に対し、情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール訓練などを実施しています。

今後も引き続き、情報セキュリティに関する意識、理解度及び対応力を向上するための教育・訓練を実施していきます。

物理的対策

各支社にICカード対応のセキュリティゲートを設置するとともに、全営業所に機械警備システムを導入するなど、執務室や建物への入室制限や施錠管理の徹底に必要な設備対策を実施しています。



セキュリティゲート(北九州支社)

技術的対策

特定の企業を狙ったサイバー攻撃や新種のウイルス増大など、インターネット上の新たな脅威に備えて、セキュリティ対策を強化しています。

また、USBメモリなどインターネットを経由しないデータの持ち込みについても、ウイルス感染防止を図っています。

マイナンバーへの対応

マイナンバー制度については、「番号法」など関係法令の趣旨・要求事項等を踏まえ、「個人情報保護基本方針」を見直すなど、適切に対応しています。当社は、マイナンバーを含む個人情報を、これまで同様、適正に取り扱っていきます。

なお、当社は、電気のご契約に関して、お客さまにマイナンバーをお尋ねすることはありません。

情報流出と再発防止策

2017年度には、「お客さま情報記載書類の紛失」などの個人情報の不適切な取扱いが発生しました。

こうした情報流出の再発防止を徹底するため、個別事案毎に事実関係の調査及び再発防止策等の検討・徹底を図るとともに、今後とも注意喚起を行い、個人情報や社内情報の適正管理を図っていきます。

【再発防止策】

- 関係規定類に則った情報取扱の徹底
- 個人情報保護管理責任者(全グループ長・課長)を対象とした教育や従業員教育の実施
- 社内イントラネットによる情報流出事例の情報共有

個人情報保護基本方針

当社は、個人の権利利益の重要性を認識し、個人情報^(注1)を適正に取り扱うために、以下のとおり個人情報保護基本方針を定め、役員・従業員等への周知徹底を図り、適切な個人情報の保護に努めます。

- 1 個人情報に関する法令、その他の社会的規範及び当社の個人情報保護管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報を適切に管理し、不正アクセス、漏えい、滅失又はき損のリスクに対する安全管理措置を実施する。
- 3 以下のとおり、個人情報を適切に取り扱う。
 - (1) 利用目的の特定、通知・公表
個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定する。
個人情報取得の際は、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかにご本人へ通知又は公表する。
 - (2) 取得、取扱い
個人情報は適正な手段で取得し、特定した利用目的の範囲内で取り扱う。
ただし、個人番号^(注2)の提供を受ける場合には、本人確認を行う。なお、利用の必要がなくなった場合は、個人番号を速やかに廃棄又は削除する。
 - (3) 第三者への提供
個人データ^(注3)は、業務委託などの場合を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供しない。
ただし、個人番号は法令に定める場合を除き、第三者へ提供しない。
 - (4) 通知・開示請求等への対応
ご本人からのお申出があれば、保有個人データ^(注4)に関して、利用目的の通知、データの開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供停止の請求に対し、原則として、遅滞なく対応する
- 4 個人情報保護の取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 5 経営トップは、重大な苦情等が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。また、個人情報の取扱いに対する苦情に対して適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

注1：生存する特定の個人を識別することができる情報

注2：「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に規定される個人番号(いわゆるマイナンバー)をいう

注3：個人情報を検索できるように体系的に構成された「個人情報データベース等」を構成する個人情報

注4：取扱事業者が開示・加除訂正・利用停止等を行う権限を有する個人データ

2006年7月制定
2015年11月改正